

親からマイホーム取得資金の贈与を受けるときのポイントは？

- 贈与方法については、暦年課税制度か相続時精算課税制度のいずれかを選択することになります。相続時精算課税制度を選択する場合は、最初の贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署に届け出なければなりません。
- 暦年課税制度を選択しておいて、その後、相続時精算課税制度に移行することは出来ませんが、いったん相続時精算課税制度を選択すると暦年課税制度に戻すことは出来なくなります。
- 相続時精算課税制度では「贈与者(親)の年齢が65歳以上」という条件がありますが、住宅取得資金の贈与に限り、60歳未満でも適用を受ける事ができます。
※平成27年1月1日以後、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられます。(平成25年度税制改正)
- 相続時精算課税制度と暦年課税制度とどちらが有利かは、親の財産額や住宅取得資金贈与額、法定相続人数、本人の相続額等により異なります。